

第19回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成28年4月20日（水）

午前10時

場所 第1委員会室

調査事項

1 定数、議員報酬、政務活動費について

(1) 機能向上特別委員会の最終報告について

(2) 特別職報酬等審議会の答申について

2 その他

(1) その他

(2) 次回委員会開催日について

議会機能向上特別委員会

最終報告書

平成25年9月

1 委員会の概要

(1) 名 称 議会機能向上特別委員会

(2) 委員の定数 9人

(3) 委 員

委員長	伊藤 實	副委員長	矢田松夫
委 員	大井 淳一郎	委 員	河崎 平男
委 員	河野 朋子	委 員	下瀬 俊夫
委 員	高松 秀樹	委 員	中村 博行
委 員	平原 廉清		

2 委員会の検討方針

(1) 委員会の役割

地方が自立をしなければならない現在の時代において、議会が果たすべき役割は増大している。一方、市民の理解を得、議会の機能向上を図るため、議会の責任において議員定数のあり方を検討する必要がある。

そのため、本市議会の機能向上のための方策並びに議員報酬及び定数について検討し、提言を行う。

(2) 主な検討項目

本市議会の機能向上を図るため、以下の5つの検討項目を設定し、それぞれの項目に係る具体的な内容について検討することとした。

また、その検討結果をもとに本市議会における適正な議員定数についても検討することとした。

【議会機能向上検討項目】

〈監視機能項目〉

- ・ 常任委員会審査について
- ・ 議員研修会について
- ・ 予算決算常任委員会について
- ・ 所管事務調査の連合審査会について

- ・ 行政評価委員会について
- ・ 議会基本条例の活用について
- ・ 一般質問・代表質問について

〈政策立案機能項目〉

- ・ 政策型提案条例について
- ・ 議会政策提言について
- ・ 政策形成サイクルの構築について
- ・ 議会事務局の充実について
- ・ 政策討論会について

〈情報発信〉

- ・ 議会報告会について
- ・ 市民懇談会について
- ・ 議会だよりについて
- ・ 傍聴者への資料貸与について
- ・ 市議会 Facebook 導入について
- ・ 子供向けHPについて
- ・ ユーストリーム委員会中継について
- ・ 市議会白書について

〈情報収集〉

- ・ 自治会、諸団体対象政調会について
- ・ 政務活動費について
- ・ 行政視察について

〈市民参加〉

- ・ 議会モニター制度について
- ・ 出前授業について
- ・ 市民フォーラムについて
- ・ 議員インターンシップについて
- ・ 子供、女性、青年議会について

3 委員会の開催状況

回 数	開 催 日	内 容
第1回	平成25年3月 6日	正副委員長の互選
第2回	平成25年3月14日	会議の進め方について
第3回	平成25年3月28日	議会機能の向上について
第4回	平成25年4月 4日	議会機能向上検討項目について
第5回	平成25年4月12日	議会機能向上検討項目について (仮称) 市議会移動政務調査会
第6回	平成25年4月22日	議会機能向上検討項目について 自治会懇談会について
第7回	平成25年5月 1日	議員研修について 決算・予算常任委員会の構成について 所管事務調査の連合審査会について 行政評価委員会について 常任委員の任期について
第8回	平成25年5月15日	議員研修について 決算・予算常任委員会の構成について 所管事務調査の連合審査会について 行政評価委員会について 常任委員の任期について
第9回	平成25年5月24日	決算・予算常任委員会の構成について 行政評価審査委員会について 常任委員の任期について
第10回	平成25年6月 4日	決算・予算常任委員会の構成について 議会の評価について 議長及び常任委員の任期について

回 数	開 催 日	内 容
第 11 回	平成 25 年 6 月 24 日	中間報告について 常任委員の任期について 政策立案機能について
第 12 回	平成 25 年 7 月 10 日	議会報告会について 広報広聴特別委員会の取扱いについて 政策立案機能項目について
第 13 回	平成 25 年 7 月 19 日	広報広聴特別委員会について 政務活動費について 議員報酬・議員定数について
第 14 回	平成 25 年 7 月 30 日	政務活動費について 議員報酬・議員定数について
第 15 回	平成 25 年 8 月 1 日	議員定数について
第 16 回	平成 25 年 8 月 16 日	政務活動費について 議員報酬について 議員定数について
第 17 回	平成 25 年 8 月 23 日	議員定数について
第 18 回	平成 25 年 8 月 26 日	議員定数について
第 19 回	平成 25 年 8 月 28 日	議員定数について 最終報告書について

4 検討結果

(1) 監視機能項目

○ 議員研修について

- ・ 新人議員対象に議会ルールに係る研修会を実施する。
- ・ 全議員対象の研修については、山口県議長会などが主催する研修には参加することが必要である。

○ 予算決算常任委員会について

- ・一般会計の予算及び決算について、予算決算常任委員会を設置し、審査する。
- ・委員数は8人から10人で、各常任委員会と会派のバランスを考慮する。

○ 所管事務調査の連合審査について

- ・関連する他の委員会と連合して審査を行う連合審査は、議案の審査においては活用しているが、所管事務調査においても積極的に活用する。
- ・手続としては、各委員会の審査の過程で他の委員会と連合審査する必要があると判断した場合、それぞれの委員会の議決により実施する。

○ 行政評価委員会について

行政評価について、単独の行政評価委員会は設定せず、各常任委員会が行うものとする。

○ 議場の議席について

「質問席はそのままでよい」、「委員長報告に対する質問の迅速かつ的確に対処するため、委員長と副委員長の席は隣にする」などの意見があった。

○ 議長の任期について

- 6/4に開催された第10回特別委員会にて決定
- ・議長の任期は、現在、申し合わせにより2年（地方自治法上4年）としているが、議会機能向上のためのリーダーシップ発揮のため及び議会と市長の2元代表制の中で市長任期は4年であるということから、4年とする。
 - ・議長の任期と連動して副議長の任期も4年とする。

○ 常任委員の任期について

常任委員の任期は、条例により2年としているが、議長の任期に合わせて4年とするという意見もあったが、予算決算常任委員会に多くの議員が所属できるようにするため等の理由により、現状の2年のままでする。

(2) 政策立案機能項目

○ 政策立案及び提言について

- ・政策立案及び提言のために市民ニーズをどうつかむかが重要であり、そのための研究会や懇談会の設置など仕組みづくりが必要である。
- ・議員間で自由討議を行う。
- ・議会の附属機関の設置及び活用の検討が必要である。
- ・政策立案のための調査、研究のため議会事務局の充実が必要である。

○ 政策形成サイクルについて

- ・4月から6月まで情報収集を行う。
- ・7月及び8月に各常任委員会で協議する。
- ・8月及び9月に執行部に対し提言を行う。
- ・決算委員会及び3月の予算委員会においてチェックを行う。

(3) 情報発信

○ 広報広聴委員会について

- ・常任委員会にはせず、特別委員会とする。
- ・委員長報告を定例会ごとに行う。
- ・特別委員会の構成・役割などは、広報広聴特別委員会での総括により決定する。

○ 傍聴者への資料貸与について

本会議及び委員会の傍聴者に対して、対象案件の内容を把握しやすくするため、議案及び関係資料を貸与しているが、今までどおりとする。

○ 議会報告会、市民懇談会、議会だよりについて

広報広聴特別委員会で検討する。

(4) 情報収集

○ 自治会、諸団体対象政調会について

市政への反映、政策立案、監視機能のツールの一つとして、市内全自治会を対象に要望及び意見を聞く自治会懇談会を実施する（今回は5月から7月まで11自治会で実施）。

○ 政務活動費について

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費に対し、交付されるものである。

本市議会の政務活動費は、議員一人当たり月額6千円、年額7万2千円であるが、十分な議員活動を行うには足りているとはいはず、不足分について報酬から支出することが多々ある。

議会機能の向上のためには、各議員の活動が十分行えることが必要であるので、政務活動費について増額すべきである。

なお、金額については、今後、さらなる検討が必要である。

○ 行政視察について

- ・行政視察は、政策立案及び提言のための情報収集として、有効であり、今後も実施する必要がある。
- ・行政視察の報告を所管事務調査報告として本会議で行い、かつ、委員会において執行部に対し提言等を行っているが、このサイクルは続ける必要がある。

(5) 市民参加

○ 出前授業、子供議会について

児童、生徒に市政に興味を持つてもらうため、議会の出前授業の実施、子ども議会の開催は有効な手段であるので、今後さらに実施に向け、検討を要する。

(6) 議員報酬

本市議会の議員報酬は、一般議員で月額37万円であるが、現在約24.812%カットされている。

議会機能を向上させるためには、各世代から議員が選出されることが望ましいが、若い世代が議員を志さない大きな理由のひとつに報酬の削減があると考えられる。

したがって、議会機能を向上させるためには、報酬削減を廃止すべきである。

(7) 議員定数

議員定数については、平成24年4月から約1年間、「適正な議員定数を検討する議員協議会」において協議し、次の事項について合意された。

- ① 常任委員会数は3つとする。
- ② 委員数は6人から8人とする。
- ③ 議長は常任委員会に所属しない。

本特別委員会においては、上記の合意事項に基づく「定数25人、22人、19人」を基準として検討することとし、民意を反映させるため及び議会機能の向上のためには議員定数は25人が理想であるとの意見で一致した。

さらに、上記の意見を前提に、現在の議員定数及び現員数並びに本市の財政状況等を勘案した上で、本市の議員定数について検討した結果、次のような意見が出た。

定 数	理 由
19人	<ul style="list-style-type: none">○ 定数削減の市民の声がある中、経費削減という財政面及び類似団体の例から勘案した数である。○ 類似団体の例をみると1常任委員会6人でもできる。
22人	<ul style="list-style-type: none">○ 1常任委員会6人では難しい。7人は必要である。○ 3つの選択肢のうち理想ではないが、現定数内であり、現在も22人でやっている。市民に削減の声、反対の声もある中、歩み寄れる数字で、極端な削減は望ましくない。
25人	<ul style="list-style-type: none">○ 3つの選択肢のうち理想の数である。
24人	<ul style="list-style-type: none">○ 理想の数は25人であるが、定数増よりも現状維持ということで、現定数とする。

その後、さらなる協議を重ねた結果、それぞれの意見の違いはあるものの本特別委員会として、一定の結論を出すべきであることから、まとめることのできる数字は22人であるとの意見で概ね一致した。

これに基づき、議員定数の改正について、委員会提出議案を提出すべきとのことから、副委員長から「条例定数は24人のままするも、当分の間22人とする」という委員会提出議案が提出された。

当該条例案には条例前文として次のように記載されている。

本市議会では、議員定数について平成24年4月から約1年間、適正な議員定数を検討する議員協議会で検討した結果、25人、22人、19人が適當であるとの結論が出た。

その後、議会機能向上特別委員会において、平成25年3月から6か月間、議員協議会の検討結果を踏まえた上で、本市の議員定数について協議した結果、「本市の議会機能をさらに向上させるためには、25人が理想である。しかしながら、本則で定める定数は24人のままするも、財政状況等本市のおかれている状況を鑑み、現状においては22人とする」との結論に至った。

したがって、この結論に基づき、本条例を制定するものである。

質疑の中で次のような意見があった。

- 本則で24人と定めると本市の議員定数は24人となる。経過措置に22人と規定しているとはいえ、重みが違う。本則で22人と規定すべきである。
- 本特別委員会において「19人、22人、25人」で検討し、22人となったので、本則を22人とすべきである。

また、討論では、次のような討論があった。

- 25人が適正な定数であるが、当分の間24人とするということを以前から主張している。定数削減という市民の声があることは知っているが、その理由が議会不信であるということであれば、市民の期待に応えられるような議会活動をやっていくことが本来の趣旨であり、定数を削減することではない。議員を削減すべきでないという声も上がっており、22人としなければならない理由がわからない。この条例の趣旨は理解できないわけではないが、定数を削減しているので、

反対である。

- 本則中において24人とするということは市民にはわかりにくい。しかしながら、すでに22人とすることが報道されている中、こだわりすぎると議員定数が改正されないことになってはいけない。実質2人削減があるので、大きな政治的判断のもとに賛成する。
- 本則で24人とすることには反対である。経過措置として22人としているが、本則と経過措置の重みに違いがある。前文には理想を25人とうたっており、本則の人数に戻せという力が働くことになる。当初19人を主張しており、さらに削減に向かって次の議会で努力してもらわないといけないと思っている。22人とすることについては妥協できるが、本則中の定数を24人ではなく、22人がよいと考えるので反対である。

採決の結果、賛成多数で委員会提出議案を提出することが可決された。

5 その他

本報告をもって、本特別委員会は終了するが、さらに審議すべき事項も多くあるので、新たな任期に基づく議会においても、さらなる機能向上を図るため、早急に鋭意検討する必要がある。

答申書

山陽小野田市特別職報酬等審議会

平成28年(2016年)1月25日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 大空軍治

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員
の報酬の額等について（答申）

平成27年11月20日付けて本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、本来支給すべき報酬及び給料の額については、据え置くことが妥当であると判断した。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況は、合併当初の崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい状況からは回復してきているが、今後、山口東京理科大学薬学部校舎建設、学校給食共同調理場、火葬場建設等の大型建設工事が控えていることや、財政状況を示す各種指標からは依然として厳しい財政状況下にあることが伺え、現状を変更する要素は見当たらないことから、現行の減額措置を続けていくことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、監査委員、農業委員会委員及び教育委員会委員の報酬の額については、現在、本来支給すべき報酬の額から15%を減じて支給しているが、当該委員だけ減額率を増やす理由はなく、市議会議員及び市長等と同じであるべきと考えることから、減額率は10%とすることが妥当と判断した。

3 付帯意見

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、合併当初は、崖っぷち予算と呼ばれた非常に厳しい財政状況であったことから今日まで、「本来支給すべき報酬及び給料の額」とは別に、「当面支給すべき報酬及び給料の額」を示し、減額しているが、本来、減額は一時的な措置であり、合併後10年間、継続して減額措置がなされている状況からすれば、「当面支給すべき報酬及び給料の額」が「本来支給すべき報酬及び給料の額」であるとも考えられるので、「本来支給すべき報酬及び給料の額」について、今後検討されたい。
- (2) 期末手当及び退職手当については、現行どおりとされたい。なお、期末手当の支給月数については、国の制度に合わせて改正されたい。
- (3) 二元代表制の一つである議会は、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくため、その役割が今後ますます大きなものとなり、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められる。この調査研究等を、より活発・精力的に活動できるようするためには、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の充実が必要と考えるので、これの拡充を強く要請する。
- (4) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、今後検討されたい。

(参考)

平成 27 年度山陽小野田市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏 名
会長	山陽小野田保護区保護司会 副会長	大 空 軍 治
委員	山陽商工会議所 女性会 会長	小 松 文 子
委員	公募委員	塩 田 賢 二
委員	厚狭郡医師会 理事	田 中 俊 朗
委員	連合山口中部地域協議会 山陽小野田地区会議 副代表	長 楽 飛 鳥
委員	山陽小野田市文化協会 監事	温 井 允 武
委員	小野田商工会議所 副会頭	畠 善 高
委員	山陽小野田市連合女性会 会計	浜 崎 洋 子
委員	山陽小野田市体育協会 副会長	平 中 政 明
委員	小野田医師会 理事	藤 村 嘉 彦

山陽小野田市特別職報酬等審議会 開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 27 年 11 月 20 日(木)	辞令交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第 2 回	平成 27 年 12 月 10 日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第 3 回	平成 27 年 12 月 24 日(木)	市議会議員の活動状況の説明(議会事務局)、市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第 4 回	平成 28 年 1 月 7 日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第 5 回	平成 28 年 1 月 21 日(木)	答申内容の検討